

令和3年度分町県民税申告書の書き方

- 申告受付期間：令和3年2月16日(火)から3月15日(月)まで(土日祝日は休み)
- 受付会場：串本町役場本庁舎別館1階会議室  
※申告会場の受付時間及び古座分庁舎・各地区出張申告の開催場所・日時等については、広報2月号と一緒にお配りしているチラシをご確認ください。
- ※0円申告の方、完成済み申告書を提出されるだけの方は、郵送か税務課窓口へ提出ください※
- 申告内容：令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得等
- 申告対象者：令和3年1月1日現在、串本町に住所を有する人  
(確定申告される方、給与所得のみで年末調整を済ませた方は除きます。)

①氏名、個人番号、生年月日、世帯主、世帯主との続柄、勤務先、電話番号を書いてください。

②令和2年中の収入及び所得を書いてください。事業所得

◎**営業等所得**とは、小売業、製造業、建設業、理容業などの営業から生ずる所得や、医師、外交員などの自由職業又は漁業など農業以外の事業から生ずる所得のことです。

◎**農業所得**とは、米、野菜、花、果樹などの栽培若しくは生産又は農家が兼営する家畜、家さんなどの事業から生ずる所得のことです。

**不動産所得**とは、貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地、貸駐車場などから生ずる所得のことです。

**利子所得**とは、公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配に係る所得のことです。

**配当所得**とは、株式配当、出資配当、剰余金の分配に係る所得のことです。また、配当所得の必要経費とは、株式を買ったり、出資したりするために借り入れた負債の利子などです。

**給与所得**とは、俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得のことです。所得金額は、この資料ウラ面の「給与所得の速算表」により計算してください。

※給与所得と公的年金所得の両方を有する方は、別紙資料の「所得調整控除」を計算の上、給与所得からさらに差し引いて所得欄に記入してください※

**雑所得**  
◎**公的年金所得**とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの所得のことです。所得金額は、別紙資料の「公的年金等の雑所得速算表」により計算してください。

◎**その他所得**とは、生命保険の個人年金や、給与所得者の副業で得た収入など、他の所得に分類できない所得のことです。なお、生活に使っていた物の売却による所得は申告しなくてかまいません。

**総合譲渡所得**とは、船舶、機械、漁業権、貴金属など(土地・建物等以外)の資産の譲渡から生ずる所得のことです。総合課税の譲渡所得の必要経費とは、譲渡した資産の取得費(償却後)や譲渡に要した経費です。なお、「短期」とは保有期間が5年以内、「長期」とは保有期間が5年を超える資産の譲渡です。

**一時所得**とは、懸賞の賞金品、競馬や競輪の払戻金、損害保険の満期返戻金などの所得のことです。一時所得の必要経費とは、例えば一時金として受け取る生命保険金の場合、実際に支払った掛金の合計額です。

③・④各種控除について書いてください。計算方法や詳細な条件はこの資料ウラ面。

**雑損控除**は、令和2年中にあなたや生計を一にする他の親族が、災害(震災、火災、風水害など)や盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合などに受けられます。**明細書等が必要**です。

**医療費控除**は、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和2年中に支払った医療費等が一定の額以上ある場合に受けられます。セルフメディケーション税制を選択される場合は、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受診している場合に限りです。

**社会保険料控除**は、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することとなっている健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払金額全額が控除額として受けられます。**国保・後期・介護以外の保険料では、「社会保険料控除証明書」等を添付又は提示することが必要**です。

**小規模企業共済等掛金控除**は、あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金を支払った場合に受けられます。**控除証明書が必要**です。

**生命保険料控除**は、新(旧)生命保険や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合に受けられます。**控除証明書が必要**です。

**地震保険料控除**は、損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料や、(旧)長期損害保険料がある場合に受けられます。**控除証明書が必要**です。

**寡婦・ひとり親控除**は、あなたが寡婦かひとり親である場合に受けられます。

**勤労学生控除**は、あなたが高校、大学、養護学校などの学生、生徒(夜間学校や正規の通信教育を含む)で、自己の勤労による所得が一定までの方が受けられます。

**障害者控除**は、あなたや同一生計配偶者、扶養親族(※16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も適用されます。)が、障害者や特別障害者である場合に受けられます。

※なお、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方は、**同居特別障害者控除**の対象となります。

**配偶者控除及び配偶者特別控除**

◎**同一生計配偶者**とは生計を一にする配偶者(事業専従者は除く)で、合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

◎**控除対象配偶者**とは、あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合の同一生計配偶者をいいます。

**扶養控除**は、あなたに控除対象扶養親族がいる場合に受けられます。

※**年少扶養親族**とは、扶養親族のうち平成17年1月2日以後に生まれた方(年齢が16歳未満の方)をいいます。**年少扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、年少扶養親族が障害者の場合は障害者控除の対象になり、また寡婦・寡夫控除に該当するかの判定、個人町県民税の非課税限度額の算定のために把握が必要**ですので、対象となる方がおられましたら、申告書左下(1ページの④)の「扶養控除」の欄に必ず記載してください。

**基礎控除**は、あなたの合計所得金額が2,500万円までの場合に受けられます。

**寄附金税額控除**は、共同募金や自治体への寄附金のうち一定額が控除されます。寄附金がある方は、**申告書裏面**の寄附金に関する事項へ**寄附金の金額を記載**してください。また、**領収書等が必要**です。

◆1ページの④記載例

◎扶養親族のある場合

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 <b>串本 夏子</b>	生年月日 明・大平 ◎ <b>46.7.15</b>	配偶者の合計所得金額 <b>265,000</b> 円
扶養控除	氏名 <b>串本 次郎</b>	生年月日 明・大平 ◎ <b>65.2.1</b>	同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	氏名 <b>串本 花子</b>	生年月日 明・大平 ◎ <b>20.3.7</b>	同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	氏名 <b>串本 三郎</b>	生年月日 明・大平 ◎ <b>10.9.13</b>	同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居

◎寡婦控除、障害者控除のある場合

寡婦(寡夫)控除	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	勤労学生控除(学校名)
障害者控除	氏名 <b>串本 花子</b>	障害の程度 <b>身体2</b> 級
	氏名 <b>串本 花子</b>	障害の程度

串本町役場税務課【担当：課税グループ 個人住民税係】  
電話：0735-62-0586(税務課直通)内線：108

各種控除額・計算方法一覧

控除の種類	条件	住民税控除額
基礎控除	合計所得2500万円以下の者	別表1
配偶者控除	合計所得48万円以下の配偶者 ※専従者は対象外	別表2
配偶者特別控除	合計所得48万超～133万円以下の配偶者 ※専従者は対象外	別表2
扶養控除 ※専従者は対象外 控除額=右の額×人数	一般扶養親族(所得48万円以下) 16歳以上(H17. 1. 1以前生)で、特定扶養、老人扶養以外の者	330,000
	特定扶養親族(所得48万円以下) 19歳以上23歳未満(H10. 1. 2以降H14. 1. 1以前生)	450,000
	老人扶養親族(所得48万円以下) 70歳以上(S26. 1. 1以前生)	同居している者 450,000 同居していない者 380,000
	年少扶養親族(所得48万円以下 H17. 1. 2以降生) ※控除額に直接影響ないが、他の控除に影響あるので書く必要がある※	0
障害者控除 ※障害者1名につき、右の控除額を適用する。 複数人いる場合は、控除額=右の額×人数 ※16歳未満の年少扶養にも適用できる ※専従者は対象外	一般の障害者(本人・配偶者・扶養親族) 身体3～6級、精神2・3級、療育B1・B2、介護保険で認定された者等	260,000
	特別障害者 身体1級・2級、精神1級、療育A1・A2 介護保険で認定された者等	特別障害者 (本人、同居していない配偶者・扶養親族) 300,000 同居特別障害者 (同居している配偶者・扶養親族) 530,000
	ひとり親控除 ※未婚も適用	次のすべてに該当する者 ・配偶者がいない、または配偶者の生死不明 ・総所得金額等48万円以下の生計を一にする子を有する ※他の者の同一生計配偶者・扶養親族を除く ・本人の合計所得500万円以下 ・住民票中に「夫(未届)」または「妻(未届)」がない (事実婚していない)
寡婦控除 ※未婚は非適用 ※女性のみ	次のすべてに該当する者 ◆夫と死別または生死不明の場合 ◆夫と離婚の場合 ・合計所得500万円以下 ・合計所得500万円以下 ・住民票中に「夫(未届)」がない ・住民票中に「夫(未届)」がない (事実婚していない) ・扶養親族を有する。	260,000
勤労学生控除	次のすべてに該当する学生・生徒。①事業・雑・給与所得あり ②合計所得75万円以下 ③事業・雑・給与所得以外の所得10万円以下	260,000

○別表1 基礎控除の額

本人の合計所得	2400万円以下	2400万超2450万以下	2450万超2500万以下	2500万円超
基礎控除	43万円	29万円	15万円	対象外

○別表2 配偶者控除と配偶者特別控除の額

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 〔給与所得のみの場合の収入金額〕			【参考】 配偶者が給与所得のみの場合の収入金額
	900万円以下 〔1,095万円以下〕	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕	
配偶者控除 48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上 (S26.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
5 広報用と3万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超		対象外		2,015,999円超

控除の種類	住民税控除額計算方法等					
雑損控除	災害や盗難などで損害を受けた場合、次のうちどちらか高い金額 限度なし ・(損害額か原状回復費用の大きい方ー保険金等による補てん)ー総所得金額等の1/10 ・原状回復の費用ー損害額ー保険金等による補てんー5万円					
医療費控除	〔支払った保険等医療費補填額〕ー〔10万円と「所得金額の5%」のいずれか少ない金額〕 最高限度額200万円					
セルフメディケーション税制 ※医療費控除と選択	〔支払った金額ー保険等補填額〕ー1万2千円 最高限度額8万8千円					
社会保険料控除	支払った又は給与等から天引きされた保険料等の合計額 限度なし					
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金との合計額 限度なし					
生命保険料控除	新制度	H24.1.1以降に契約したもの		旧制度	H23.12.31までに契約したもの	
		支払保険料	生命保険料控除額		支払保険料	生命保険料控除額
	一般の生命保険料 介護医療保険 個人年金保険料 の3つが対象  右のとおり保険料を控除額に換算。	12,000円以下	支払った保険料	一般の生命保険料 個人年金保険料 の2つが対象  右のとおり保険料を控除額に換算。	15,000円以下	支払った保険料
		12,000円超 32,000円以下	支払った保険料 ×1/2+6,000円		15,000円超 40,000円以下	支払った保険料 ×1/2+7,500円
	32,000円超 56,000円以下	支払った保険料 ×1/4+14,000円		40,000円超 70,000円以下	支払った保険料 ×1/4+17,500円	
	56,000円超	28,000円		70,000円超	35,000円	
最高限度額7万円						
地震保険料控除	地震保険契約のみ	支払保険料	地震保険料控除額	旧長期損害保険契約のみ	支払保険料	地震保険料控除額
		50,000円以下	支払額の1/2		50,000円以下	支払った損害保険料
		50,000円超	25,000円		5,000円を超 15,000円以下	支払った損害保険料 ×1/2+2,500円
一つの契約で両方に該当する時は、有利な方を選択 最高限度額:地震+旧長期の控除額合計が25,000円					15,000円超	10,000円
所得金額調整控除	給与所得と年金所得の両方あり	控除額:①+②-10万円(マイナスの時は対象外) 最高限度額10万円 ①給与所得と10万円のいずれか少ない方 ②年金所得と10万円のいずれか少ない方				※控除欄に記入せず、給与所得から差し引いて調整する※
	給与収入850万円超	次のいずれかに該当する場合に適用 ・本人が特別障害者に該当する ・23歳未満の扶養親族がいる(年少扶養も対象) ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる 控除額:(給与収入-850万円)×10% 最高限度額15万円				

○給与所得の速算表

給与収入の合計額①	給与所得額	給与収入の合計額①	給与所得額
～ 550,999円	0円	①→②の計算 ①÷4 = ,000円② (千円未満切捨)	②×2.4+10万円
551,000円～ 1,618,999円	①-55万円		
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	1,800,000円～ 3,599,999円	②×2.8-8万円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	②×3.2-44万円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	①×0.9-110万円(1円未満切捨)
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円～	①-195万円

※所得調整控除がある場合は、この表で計算した所得額からさらに差し引いて申告書に記載する※

○年金所得の速算表 (計算式:公的年金等収入合計×%-控除額=年金所得額)

年齢	年金収入の合計	%	控除額	年齢	年金収入の合計	%	控除額
65歳以上	以上 未満	100	110万円か年金額の少ない方	65歳未満	以上 未満	100	60万円か年金額の少ない方
	～ 330万	75	275,000円		～ 130万	75	275,000円
	330万～ 410万	85	685,000円		130万～ 410万	85	685,000円
	410万～ 770万	95	1,455,000円		410万～ 770万	95	1,455,000円
	770万～ 1,000万	100	1,955,000円		770万～ 1,000万	100	1,955,000円
	1,000万～				,000万～		

※年齢は、前年12月末時点で判断

年金以外の合計所得金額が1,000万円超～2,000万円以下の場合是一律10万円、2,000万円超の場合は一律20万円が上記控除額からさらに減額されます。